

秋田市告示第303号

秋田市老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年12月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市老人いこいの家
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 黒 崎 義 雄
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで